

宮城県監査委員告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 4 年 12 月 23 日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田		計

記

1 監査委員の報告日

令和 4 年 9 月 5 日

2 通知のあった日

令和 4 年 11 月 2 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課，地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和 3 年度収入未済額

現年度分 939,977,149円

過年度分 1,726,180,371円

合 計 2,666,157,520円

・令和 2 年度収入未済額

現年度分 2,109,781,006円

過年度分 1,781,373,005円

合 計 3,891,154,011円

ロ 措置の内容

令和 3 年度調定額 3 千百 2 億 6 千 7 百万円のうち、収入未済額は個人県民税で 2 億 1 千百万円（8 万 6 千 9 百件）、個人県民税以外の税目で 6 億 5 千 5 百万円（8 千 3 百件）となっている。

令和 3 年度については「第 5 次県税滞納額縮減対策 3 か年計画」及び「令和 3 年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑制に努めた。

特に、収入未済額の大半を占め、重点税目と位置付けている個人県民税については、各県税事務所及び地域事務所に市町村滞納整理協働支援チームを組織し、市町村職員併任を活用した共同催告や共同徴収の実施など、市町村の実情に応じた支援を行った。

個人県民税以外の税目については、早期に財産調査に着手し、財産及び資力を的確に把握し、滞納処分を中心とする取組を徹底することで一層の収入未済縮減を進めるとともに、納付手段の拡大や自動車税種別割の納期内納付率向上のための啓発運動を実施した。

今後は、令和4年3月に策定した「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、前計画に引き続き市町村と連携・協働して徴収対策を講じるとともに、生活困窮者に対しては納税緩和措置の適用の検討など適切に対応し、更なる収入未済額の縮減に取り組む。

(2) 税務課，地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

事務事業の執行が関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

ふるさと納税に伴うふるさと納税ワンストップ特例申請者に係るデータを市町村に送信しなかったことにより、確定申告を行わなければ令和4年度住民税の寄附金税額控除の適用が受けられない寄附者が発生した。

ロ 措置の内容

職員が申請者の居住市区町村へ申請データを送信した際、ファイル1件が送信済みであることを画面で確認したが、当該ファイルは申請者1名分のデータであったところ、全申請者のデータが含まれていると誤認したものの。

データ未送信となった市区町村に住民税額の更正を依頼するとともに、ワンストップ特例の申請者に対しお詫びの文書を送付した。その後、住民税額の更正で対応できない市区町村に居住している申請者に文書で確定申告を依頼した。そのうち、確定申告が困難であり寄附金の返還の申出があった申請者には、寄附金を返還した。

今後は、作業手順書を作成した上で、作業前に予め複数の職員で手順を確認する。また、送信時には、送信画面等のハードコピーを付した決裁で、送信するデータの内容と件数を送信前後に複数の職員で確認することにより、チェック体制の強化を図る。

(3) 市町村課

イ 監査委員の報告の内容

印刷物作成において、発注誤りによる印刷費用の追加支出が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

宮城県議会議員選挙の選挙公報について、印刷業者への誤った発注により、再印刷となり追加支出を生じさせたもの。

- ・再印刷部数 70,500部
- ・再印刷費用 406,769円

ロ 措置の内容

選挙管理委員会事務局東部地方支局において「選挙公報の掲載順序を定めるくじ」を実施し、誤った結果を記した様式を選挙管理委員会事務局（本庁）へ提出していたが、本庁において掲載順序の誤りに気付かず印刷業者へ発注したものの。

発注誤りの判明後、選挙事務への影響を最小限とするため速やかに再印刷を行った。

今後、同様の事案が発生しないよう、事前の選挙公報事務処理フローに沿った作業手順の確認及び複数人による記載内容の確認を徹底し、内部統制の強化を図るとともに、様式の見直しを行うなどの対応策を講じていく。

(4) 管財課

イ 監査委員の報告の内容

普通財産において、無償貸付の更新手続きがなされていないものが認められたので、速やかに是正するとともに、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

1 申請書は提出されているものの、貸付手続き等がなされていないもの。

・件数 10件

2 申請書未提出のもの。

・件数 17件

ロ 措置の内容

<発生原因>

更新が必要な貸付の内容、当該手続きの進捗状況について班としての共有がなされていなかった。

上記状況下、4年に1度の更新手続きが集中する年次において担当者のみでは対応しきれず手続きできない事案が発生した。

<処理内容>

貸付相手に電話し、更新手続きがなされていなかったことを謝罪するとともに、更新手続きに協力願いたい旨連絡した。(4月上旬)

更新手続実施依頼文書(貸付契約の誘因)を送付した。(4月下旬)

記名押印のうえ返送された契約から更新手続きを実施した。(6月上旬まで)

<再発防止策>

対象、貸付期間など貸付データについて更新手続きの都度、何件中何件の更新が終了しているかを供覧するとともに、班員が目につきやすい場所に掲示するなど可視化し、全件更新するまで継続する。

(5) 消防課

イ 監査委員の報告の内容

変更契約において、執行権限を超えた執行が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

防災ヘリコプターに係る300時間点検及び耐空証明検査業務の変更契約の決裁について、専決区分が部長に属するところ、複数年、課長の決裁により変更契約を締結したもの。

・件数 1件

・当初契約金額 26,950,000円

・変更後契約金額 69,850,000円

ロ 措置の内容

契約事務の執行に当たっては、法令等の遵守や進捗管理を複数職員で確実にチェックするため、「契約事務(業務委託)の手順等チェックシート」を作成し、適切な取扱いに努めてきたが、事務決裁規程の専決区分に関する知識不足が原因で発生したことから、専決区分の注意点も盛り込んだチェックシートの改訂版を作成し、今回の件について、職員間での情報共有の徹底を図り、組織的に再発防止に取り組んでいく。

(6) 原子力安全対策課

イ 監査委員の報告の内容

委託料において、支払遅延による延滞金の発生が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和3年度宮城県放射線・放射能に関するポータルサイト保守管理業務の委託料について、支払期限に遅延し、延滞金が発生したものの。

- ・件数 6件
- ・金額 1,168,200円
- ・延滞金 6,600円

ロ 措置の内容

提出された請求書を会計事務担当者へ引継ぎせずに放置していたもの。

受注業者からの催促により、支払が滞留していたことが発覚した。

本事案発覚後、債権者へ状況を説明するとともに、直ちに支払処理を行った。

また、支払期限の徒過に伴い遅延利息6,600円が発生し、速やかに支払処理を行った。

取扱い手順書を作成し、毎月支出する委託業務及びその他の委託業務について、「支出状況確認表」により、請求書受領の有無、支出決議日等の確認を課長まで供覧を行い、課内で支出状況の管理を徹底することとした。

また、請求書を収受した際は、支出関係書類とともに速やかに会計事務担当者へ引継ぎするよう手順を明確化し、再発防止に努めている。

(7) 原子力安全対策課

イ 監査委員の報告の内容

委託業務において、執行権限を超えた執行が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

委託契約の決裁について、専決区分が部長に属するところ、複数年、課長の決裁により執行していたもの。

- ・件数 3件
- ・業務名及び設計価格
 - (1) 女川原子力発電所周辺環境放射線監視システム保守管理業務
25,773,000円
 - (2) 環境放射線測定装置((株)日立製作所開発機器)保守管理業務
29,604,300円
 - (3) 環境放射線測定装置(富士電機(株)開発機器)保守管理業務
42,112,400円

ロ 措置の内容

予定価格に応じて決裁権者が異なることへの担当者の認識不足と決裁過程における確認不足により、適切な専決処理が行われずまま事業執行していたもの。

令和3年度の委託業務のほか、過去の書類確認も行い原因追及に努め、課内会議等において、予定価格に応じた決裁権者について、改めて注意喚起の周知を図った。

契約事務に係るマニュアル(簡易版)を作成し、課内で契約事務に係る研修会を行い、課内職員への周知・徹底を図ることとした。

(8) オリンピック・パラリンピック大会推進課（スポーツ振興課）

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

委託契約に係る見積合わせにおいて、見積金額は消費税及び地方消費税を除いた金額で提出するよう通知していたが、見積合わせでは、その金額を税込みとして取扱い、契約を締結していたもの。

- ・業務名 東京2020大会都市装飾実施運營業務委託（その4）
- ・件数 1件
- ・見積金額 2,157,408円（税抜き）
- ・予定価格 2,200,000円（税込み）
- ・契約金額 2,157,408円（税込み）

ロ 措置の内容

事業担当者において、随意契約の見積徴収通知内容の理解が不足していたことに加えて、組織的なチェック体制も不十分であったことから、見積合わせを行う際は、事業担当者と担当班長などの複数の職員でチェックマークをつけるなどにより見積金額が予定価格の範囲内であることを確実に確認することを改めて周知徹底するとともに、回議・決裁の過程において十分な確認期間が確保できるよう、計画的に業務を進めることで、再発防止に努めている。

(9) 統計課

イ 監査委員の報告の内容

統計関連事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

毎月勤労統計調査の令和2年5月から令和3年1月分のデータ入力に当たり、調査票が未提出の場合に以前に提出されたデータと同様の内容を入力するなどしていたもの。

- ・不適切な処理件数 204件

ロ 措置の内容

事務処理マニュアルが整備されておらず、担当者以外の第三者（班長等）が処理状況を把握できる体制になっていないなど、事務処理に係る内部統制上の不備があったことから、「毎月勤労統計調査業務に係る事務処理マニュアル」を策定し、遵守することにより、再発防止の徹底と職員のコンプライアンス意識の醸成を図ることとした。これにより班長等が「調査票受付簿」等により事務処理状況を適宜確認できる仕組みとなり、継続的に実施している。

(10) 循環型社会推進課，竹の内産廃処分場対策室，新最終処分場整備対策室，放射性物質汚染廃棄物対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和3年度収入未済額
 - 現年度分 164,723,643円
 - 過年度分 836,782,011円
 - 合 計 1,001,505,654円
- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 133,422,845円
 - 過年度分 704,603,166円
 - 合 計 838,026,011円

ロ 措置の内容

<発生原因>

- ・竹の内産廃処分場の廃棄物に起因する生活環境保全上の支障を除去するため、県がこれまで代執行により実施してきた対策費用が累積している。
- ・当時不適正処理に関わった者に対し、納付命令を发出しているが、少額の納付に留まっており、収入未済が継続している。

<処理内容>

- ・債務者のうち県内在住者については、定期的に自宅等を訪問して納付指導を行い、自主的納付を促した。県外在住者に対しても納付指導を継続した。
- ・財産調査を実施し各債務者の収入・資産状況の把握に努めた。

<再発防止策>

引き続き納付指導及び財産調査を継続するとともに、必要に応じて差押えを実施するなど、債権の時効管理を確実に行っていく。

(11) 社会福祉課

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

予定価格を超えた額で契約締結しているもの。

- ・業務名 令和4年度宮城県家計改善支援事業業務
- ・件数 1件
- ・予定価格 5,190,000円
- ・契約金額 5,192,000円

ロ 措置の内容

予定価格調書には、入札書に記載された金額と比較するため、予定価格から消費税相当額を控除した金額を参考として記載するが、この金額に記載誤りがあり、予定価格を超えた金額で契約締結したものである。

今後の入札執行に当たっては、落札決定を行う前に、入札執行者と他の職員において、予定価格調書に記載されている金額の確認や、入札金額に消費税を加えた額が予定価格以下であるかどうかの確認を相互に行うことにより、再発防止に努める。

(12) 医療政策課, 医療人材対策室

イ 監査委員の報告の内容

委託業務において、執行権限を超えた執行が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

委託業務の決裁について、専決区分が部長に属するところ、複数年、課長の決裁により執行していたもの。

・件数 6件

・業務名及び設計価格

(1) 令和3年度宮城県ナースセンター事業業務

29,670,657円

(2) 令和4年度宮城県ナースセンター事業業務

29,670,657円

(3) 令和3年度救急医療情報センター運営事業委託業務

71,220,600円

(4) 令和3年度宮城県こども夜間安心コール事業委託業務

33,564,251円

(5) 令和4年度宮城県こども夜間安心コール事業委託業務

33,581,653円

(6) 宮城県おとな救急電話相談事業業務

73,531,761円

ロ 措置の内容

発生原因は、各事業担当者が施行伺の起案時に、専決区分の確認を怠ったことに加え、その決裁過程において上司も確認を怠り、この誤りを見落としたことによるものである。

指摘を受け、委託契約(変更契約を含む)に係る専決区分を改めて確認するとともに、施行伺から契約締結までの各過程における専決者について、金額を例示して表示した早見表を作成したほか、収支全般の施行伺から支出決定までの節毎の早見表も併せて作成し、これらを課室内の全職員に対して周知し再認識を促した。また、決裁時には、この早見表を活用して複数の職員による確認を励行し、再発防止に努めている。

(13) 子ども・家庭支援課

イ 監査委員の報告の内容

児童扶養手当給付費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 4,924,110円

過年度分 13,217,510円

合計 18,141,620円

・令和2年度収入未済額

現年度分 708,980円

過年度分 13,095,970円

合 計 13,804,950円

ロ 措置の内容

当該収入未済については、児童扶養手当支給後に資格喪失要件（結婚、転出等）に該当していることが判明し、過払いとなった返還金の返納未済である。

返還金発生の主な理由としては、結婚、転居等の届け出忘れのほか、年金（本人及び配偶者の障害年金や遺族年金等）受給の未申告などとなっている。

返納未済者に対しては、催告状の送付や電話による督促を継続して実施している。

返還金発生を防止するため、手当支給前に各町村に対して資格喪失要件（結婚、転居等）に該当する者がいないか確認を行い、該当する可能性がある場合には、手当の支払いを一時差し止めするなどの対応を行っている。

(14) 雇用対策課

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金等において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

1 返還金（延納利息）

・令和3年度収入未済額

現年度分 8,520,029円

過年度分 0円

合 計 8,520,029円

2 補助金返還加算金

・令和3年度収入未済額

現年度分 35,443,430円

過年度分 0円

合 計 35,443,430円

・令和2年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 209,254円

合 計 209,254円

ロ 措置の内容

事業復興型雇用創出助成金の支給決定取消により生じた返還金が完納となったことに伴い、延納利息及び補助金返還加算金の額が確定したものであるが、金額が大きく、債務者からコロナ禍による経営状況の悪化等を理由に一括での支払いが困難である旨の申し出があり、収入未済が発生したものである。

処理内容については、以下のとおり。

(令和3年度分)

R3.9.6 返還金の完納

R3.11.18 加算金等納付通知

(相手方による支払計画に疑義あり。根拠資料提供依頼等による確認及び相手方弁護士等との協議（計7回）を重ねた。)

R4.9.14 誓約書受領（支払再開）

なお、令和2年度収入未済額の補助金返還加算金については、令和3年度中に完納と

なっている。

再発防止策として、支払いが困難で長期に及ぶ場合は、経営状況等を把握した上で、適正な返還計画に基づく誓約書を徴し、定期的な状況確認や計画の見直しにより早期完納を図っている。

また、助成金の支給決定に係る審査について、審査マニュアルの整備や職員向け研修の実施及び複数人によるチェック等により、新規の返還事案の発生防止に努めている。

(15) みやぎ米推進課

イ 監査委員の報告の内容

補助金において、上限額を超えた概算払の支出が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

金のいぶき生産支援事業補助金交付要綱について、概算払は交付決定額の8割を上限とする規定であるにもかかわらず交付決定額全額を概算払していたもの。

・件数 7件

・金額 15,525,000円

ロ 措置の内容

交付要綱制定の際に参考とした過去の類似事業のものをそのまま付記してしまったことによるものであり、要綱改正により削除すべきであったがこれを失念していたものである。また、概算払手続きの際、当課が所管している他の交付要綱と同様、概算払の上限に関する規定がないものと思い込み、交付要綱との突合確認を行っていなかったなど、チェック体制が不十分であったと考えている。

指摘のあった概算払の上限規定については、交付要綱を一部改正し、削除している。

決裁時の確認様式に補助金の概算払に関する確認欄を新たに設け、職場内会議で周知徹底を図るとともに、他の補助金事務においても使用することとした。今後はこの取組を着実に実行し、再発防止に努める。

(16) 農村整備課

イ 監査委員の報告の内容

補助金において、事業主体から請求のあった金額と異なる金額で国に対し概算払請求を行っていたものが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・件数 1件

・国への概算払請求額 70,863,000円

・町からの概算払請求額 66,826,000円

・町への概算払額 66,826,000円

・差額 4,037,000円

ロ 措置の内容

国に対して県から概算払請求を行う際に確認した町から提出のあった精算調書と、その後、町に対して県から概算払いをする際に町から提出のあった概算払請求書は、本来、金額が合致すべきものだが、異なる金額で町から提出された。

差異について町に確認したところ、町から県に提出された精算調書の金額に誤りがあ

り、概算払請求書の金額が正しいとのことであったため、国への概算払請求額と町への概算払い額に差額が生じたもの。

今後、町の他地区も含めた工事の進捗状況や事業費を整理し、全体像を把握した上で国と相談・調整し、令和4年度中に予算措置を講じ、国庫返還を行う。

また、再発防止策として、県と事業主体との間で精算額の認識の齟齬や金額の差異が発生しないよう、補助金チェックマニュアルの再整備を行い、補助金チェックシートによる確認状況の見える化、複数の職員によるチェックの徹底等を行う。

(17) 水産業基盤整備課，漁港復興推進室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（汽船除去の行政代執行に係る費用）において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

（内容）

・令和3年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	10,507,340円
合 計	10,507,340円

・令和2年度収入未済額

現年度分	6,820,000円
過年度分	3,687,340円
合 計	10,507,340円

ロ 措置の内容

本件債権については、各漁港利用者の漁港の使用方法や経済状況に起因することが多く、漁港の利用に係る必要事項の周知指導と利用者の理解不足によることが原因として考えられる。

収入未済については、督促状による督促や戸籍調査及び財産調査を行い、債権回収方法について検討を行った。

なお、当該収入未済のうち令和2年度以前に発生した収入未済については、令和2年8月に収入未済額の一部を回収した。

各県管理漁港における係留船については、所管の地方振興事務所水産漁港部と連携し、定期的なパトロールによる指定施設の管理と適切な利用について指導監督を行い再発防止に努める。

(18) 空港臨空地域課

イ 監査委員の報告の内容

国庫補助事業において、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

（内容）

間接補助事業である「仙台空港感染症対策強化支援事業」において、令和4年3月末までに県から補助対象者への補助金交付を完了する必要があるところ、令和4年5月に交付したため、国庫補助事業の対象外となり、県費の持ち出しとなったもの。

- ・補助事業費 79,645,757円
- ・補助金額 39,822,878円（国費2分の1補助）

ロ 措置の内容

仙台空港感染症対策強化支援事業は、本県感染症対策の強化を図るため、事業者が実施する感染症対策に対して、経費の一部を県が新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し間接的に補助するものであったが、交付金活用の取扱い事務に対する認識不足により、交付金の活用が出来なくなり、県費で対処したものの。

国の交付金を活用する間接補助事業のルールを周知徹底するとともに、補助金交付要綱に年度内の補助金交付が可能となるよう事業実績報告書の提出期限を明示することとした。また、国庫活用事業の一覧表を作成し、補助金交付の処理状況を課内で共有するとともに、主管課においても把握するなど、更なる内部統制の強化による再発防止を図っている。

(19) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和3年度収入未済額
 - 現年度分 13,368,900円
 - 過年度分 21,666,070円
 - 合 計 35,034,970円
- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 15,534,350円
 - 過年度分 22,124,027円
 - 合 計 37,658,377円

ロ 措置の内容

県営住宅の管理業務全般については宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ委託しており、滞納整理業務についても公社が主体となり実施するほか、県住宅課職員が戸別訪問に同行するなど、連携を密にした取組を実施している。

県と公社は、「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について（令和3年度～令和4年度）」の取組方針を基本とし、初期滞納者への早期対応の強化や、滞納発生時における連帯保証人への協力要請等、滞納の蓄積を未然に防ぐ取組を実施している。

県と公社は、毎月連絡調整会議を開催し、滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申告と滞納の関係を把握しながら、滞納発生に対して早期に対応するよう取り組んでいる。

収入未申告者の中には、入居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する、又は未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と入居管理部門は連携を密にして対応している。

全入居者に対して減免制度の周知を行い、家賃等の支払いが困難な入居者に対して適切に減免を行うことで滞納発生を未然に防いでいる。

滞納が長期化している案件については、法的措置による厳正な対処を前提に、個々に対応方針を検討し、対策を講じている。

退去した滞納者に対しても民間債権回収業者の活用や転居先の居住地調査を行い滞納額縮減に取り組んでいる。

○重点的な取組事項

【入居者への取組】

- ①初期滞納者（1～2か月）への取組強化
- ②法的措置による厳正な対処
- ③収入申告の徹底
- ④各種手続きに係る迅速かつ丁寧な対応
- ⑤生活保護受給者の代理納付の利用拡大
- ⑥連帯保証人に対する対応の強化
- ⑦減免制度の周知
- ⑧高齢者や福祉的対応が必要な滞納者に対する指導強化

【退去者への取組】

- ①民間債権回収業者（サービサー）の活用
- ②弁護士への債権回収業務委託
- ③法的措置による厳正な対処
- ④債権の適正管理

(20) 高校教育課，宮城丸

イ 監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において，収入未済が認められたので，収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- ・令和3年度収入未済額
 - 現年度分 72,305,263 円
 - 過年度分 308,408,123 円
 - 合 計 380,713,386 円
- ・令和2年度収入未済額
 - 現年度分 78,538,308 円
 - 過年度分 277,990,224 円
 - 合 計 356,528,532 円

ロ 措置の内容

償還金の収入未済額を縮減するため，未納者に対して督促状を毎月送付するとともに，これに応じない者には，電話による催告や未納額総額を記載した納付催告書を送付し償還を促した。さらに，2か月以上未納状態が続いている者に対しては，保証人宛てに未納額を記載した納付督促書を年2回送付し償還を促した。

また，所在不明等による回収困難案件の一部について，債権回収会社（サービサー）に業務委託するなど，取組の強化に努めている。

なお，生活保護受給等の経済的困窮や大学等への進学により償還が困難な者に対しては，償還の猶予を案内し，新たな収入未済額発生の抑制に努めた。

令和3年度において，過年度の収入未済額のうち，48,120,409 円を回収し，収入未済額の縮減に努めた。

これまでの取組みに加え，返済初期対応として，新たに償還を開始した奨学生の中で返済が滞っている者に対し，重点的に電話等による督促を行い，収入未済縮減に努める。また，毎月の貸付金償還状況を取りまとめ，課内で情報共有を図るとともに，会計課及び監査委員事務局に報告している。

(21) 高校教育課，宮城丸

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和4年3月分のコピー料金について、出納閉鎖後に翌会計年度予算から支出したものの。

- ・件数 2件
- ・金額 86,545円

ロ 措置の内容

当該料金に係る請求書を年度末・年度始の通知文書等と一緒に机上で重ねて保管していたため、目に触れることがないまま出納閉鎖後に未払いに気づき、新年度予算で支払った。

回議される支出関係書類については複数人で確認作業を行っていたが、その前段階である事務処理の時期や請求書等の管理について、しっかり確認できていなかった。

このため、班内で書類保管の見直し（請求書を担当者の机上の専用棚で一括管理）を行い、定期的に庶務班長と総括課長補佐で財務システムによる支払状況の確認を行うとともに、進捗状況チェックシートを活用することとした。

(22) 保健体育安全課

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

定期刊行物の支払いについて、支払遅延防止法に規定する支払時期を超過し、かつ出納閉鎖後に翌会計年度予算から支出したものの。

- ・件数 1件
- ・金額 9,240円

ロ 措置の内容

本事案は定期刊行物の請求書等の紛失により、業者から連絡を受けるまで支払いを失念し、翌会計年度予算での支払いとなったものである。

当該未払い金については、事実確認後、直ちに業者から請求書等を再徴収し、支払いを完了した。

再発防止策として、支出業務の事務処理状況を確認するチェックシートを新たに作成し、複数の職員での事務処理状況の確認体制を整え、再発防止に取り組んでいる。